

報告 新型コロナウイルス感染症対策について

1 市内発生状況（2月17日現在）

(1) 感染者 5,972 人(入院中 130 人、宿泊療養施設 26 名、自宅療養 78 人)、死者 166 人

21/2/17 17時更新



a) 過去最高値

患者発生総数 **5,972**人

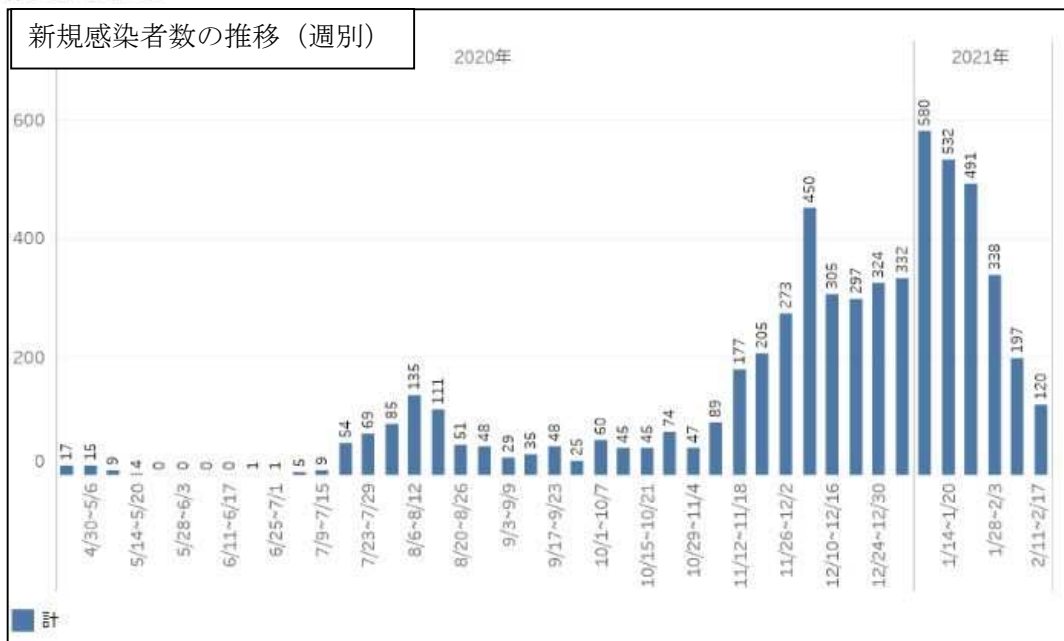
[患者の病状や経過はこちら▶](#)



▼宿泊療養施設の入所状況

ニチイ学館宿泊棟9人(10人)、東横INN市役所前12人(15人)、東横INN三ノ宮15人(6人)
※括弧内は市外在住者を含む

- ※「患者発生総数」は、延滞・調査中の患者も含みます。
- ※「入院調整中」には医療施設、福祉施設で待機中の59人を含みます。
- ※「治療(退院等)」とは、厚生労働省が定める退院基準・解除基準を満たした人(他疾患で入院中の人も含む)。
- ※速報値のため後日修正される場合があります。
- ※再陽性等を含みます。





2 国・県の直近の主な動向

(1) 国の直近の動向

- 11月27日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第48回）
- 12月14日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第49回）
- 12月28日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第50回）
- 1月7日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第51回）
1都3県へ緊急事態宣言の発出（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）
対象期間：令和3年1月8日から令和3年2月7日まで
- 1月13日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第52回）
兵庫県を含む2府5県が新たに緊急事態措置を実施すべき区域へ追加
追加区域：栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県
対象期間（追加区域）：令和3年1月14日から令和3年2月7日まで
- 1月22日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第53回）
- 2月2日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第54回）

緊急事態宣言の期間延長及び区域変更（10 都府県）

対象区域：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府
大阪府、兵庫県、福岡県（栃木県を除外）

対象期間：令和3年3月7日まで延長

- ・ 2月3日 新型インフルエンザ等対策特措法の改正法成立
- ・ 2月12日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第55回）

（2）県の直近の動向

- ・ 12月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第32回）
- ・ 12月24日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第33回）
- ・ 1月 8日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第34回）
 - ・ 京都府及び大阪府と連携し、政府に対して緊急事態宣言の発出を要請
- ・ 1月12日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第35回）
- ・ 1月22日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第36回）
 - ・ 緊急事態宣言下における対策
- ・ 2月3日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第37回）
 - ・ 緊急事態措置延長下における対策

（3）関西広域連合の直近の動向

- ・ 12月19日 第12回関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- ・ 1月 5日 第13回関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- ・ 1月28日 第14回関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議

3 本市の体制

- ・ 12月17日 神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部員会議（第14回）
 - ・ 本市の対応方針（第10弾）を決定
- ・ 1月 9日 神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部員会議（第15回）
 - ・ 本市の対応方針（第11弾）を決定
- ・ 1月14日 神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部員会議（第16回）
 - ・ 本市の対応方針（第12弾）を決定
- ・ 2月 5日 神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部員会議（第17回）
 - ・ 本市の対応方針（第12弾-改定-）を決定

4. 本市における感染拡大防止の取り組み

本市の対応方針（第12弾-改定-）に基づく主な取り組み

（1）医療提供体制の確保

- ・ 新規感染者増加に伴い、確保済みの160床が満床に近い状態が続き、医療提供体制がひっ迫する状況にあったことから、市民病院の通常医療を制限し28床を追加でコロナ病床としたほか、民間病院の協力により23床増床することで、2月8日時点で211床の病床を確保。

- ・軽症あるいは無症状の患者に対応するための宿泊療養施設について、市内 3 施設において、298 室を確保。
- ・入院の優先度の高い患者への対応を強化し、重症化リスクの高い人への入院調整に注力するため、1 月 21 日から当面の間、一定の条件を設けて自宅療養を実施し、パルスオキシメーターを病状などにより貸し出し。
また、2 月 8 日から自宅療養者へ食糧等の支援を開始。
- ・新型コロナウイルスが疑われる場合の相談・診療体制のために、神戸市医師会と連携の上、診療を行う医療機関（診療所・病院）を確保（2 月 3 日現在、235 医療機関）し、市民が適切に相談・診療を受けることができる医療提供体制を引き続き確保。
- ・感染者やその家族、医療従事者に対する不当な偏見や差別を防止するための啓発を進めるとともに、相談体制を継続。

（2）検査の実施体制等

- ・本市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関や神戸市医師会による検査センターの活用等により、一日最大 682 検体の PCR 検査体制を確保。
- ・医療機関、福祉施設、学校園において、症状がある者や濃厚接触者に加え、感染拡大防止の観点から、積極的に PCR 検査を行える体制を構築。
- ・地域クラスターに拡大する可能性をより早期に積極的に防止していくため、酒類を提供する飲食店に対する PCR 検査を 8 月 20 日から実施。
- ・特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接介護等を行う職員に対して積極的検査を 11 月 25 日から実施。
- ・高齢者・障害者入所施設において、陽性患者が発生した場合、当該施設の入所者及び直接処遇従事者の全員に対して PCR 検査を 12 月 1 日から実施。

（3）ワクチン接種促進

- ・新型コロナウイルスワクチンに関して、神戸市医師会や病院等との連携により、個別接種及び集団接種を迅速かつ円滑に行える体制を構築、接種率向上や迅速なワクチン接種に向け、必要な人員体制等を確保するなど、全庁を挙げて取り組みを進める。
- ・市民への迅速なワクチン接種に向け、「ワクチン接種対策室」を 1 月 18 日に設置。
- ・一般社団法人神戸市医師会・公益社団法人神戸市民間病院協会・一般社団法人神戸市薬剤師会と合同で「神戸市新型コロナワクチン接種連携本部」を 2 月 5 日に発足。

（4）感染拡大防止のための取組みを市民・事業者へ周知

① 市民広報

- ・医療提供体制のひっ迫を防ぎ、助かる命が助かるために、医療現場の現状を伝えるメッセージ動画などによる感染防止対策を市民・事業者へ呼びかけ。
- ・感染拡大防止の呼びかけとして、ひょうご防災ネット・Yahoo 防災アプリによる配信で呼びかけ（1 月 9 日、14 日、22 日、29 日、2 月 5 日、12 日、19 日）。

② 広報媒体の活用

市ホームページ、SNS、広報紙こうべ（4 月号から毎月掲載）、デジタルサイネージの

活用等により、新型コロナウイルス感染症対策に関する市政情報を発信。

③ 事業者・事業所への呼びかけ

緊急事態宣言の発出に伴い、関係部署を通じて業界団体や企業に対して、「基本的な感染防止対策の徹底」「外出・移動自粛の要請」「出勤削減・テレワーク等の取り組み」等を依頼（1月12日（火）、14日（木）、2月5日（金）に発出）。

④ ハーバーランド観覧車でのメッセージ発信を1月15日（金）から実施、市内施設のライトアップを20時以降は消灯。

⑤ 繁華街近隣の生田神社会館上空から、ドローンを活用した呼びかけを1月23日（土）、30日（土）の14時、16時の1日2回実施。

⑥ 広報車を活用した広報を実施（各区で巡回実施、環境局は車両に広報ステッカーを掲出、交通局は車内放送）。

⑦ 昼間及び夕方の時間帯に、市内の駅周辺や繁華街などを中心に消防車両等でのマイク広報を実施（1月14日（火）から）。

⑧ 繁華街向けに市内7か所の防災行政無線による広報（住吉・灘・三ノ宮・元町・神戸・兵庫・垂水）を毎週末17時に実施。

（5）市立学校園

- ・登校園、出勤前の検温および健康観察、手洗い、教室等の換気など、感染拡大防止の取り組みを引き続き徹底するとともに、感染リスクの高い教育活動については、さらに感染症への警戒度を高めた対策を実施。
- ・学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続するとともに、感染不安等により登校が困難な児童生徒や、感染者の発生による自宅待機のために登校できない児童生徒等に対して、オンラインによる個別面談・指導や授業ライブ配信等を実施することにより、児童生徒の学びを保障。
- ・感染者が発生した学校園においては、濃厚接触者や健康観察対象者に対して自宅待機やPCR検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止。

（6）保育所・学童保育施設

- ・感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び体調不良者について出勤、登園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を継続。
- ・感染者が発生した施設においては、濃厚接触者や健康観察対象者に対して自宅待機やPCR検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止。

（7）社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請。

① 検温、マスク着用など健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事案の発生時は、速やかに保健所に連絡。

② マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底することともに、2か月分の使用量を確保。

③原則、利用者の外泊、外出を自粛とし、面会はオンライン面会等を活用。

直接面会は、緊急の場合を除き中止。

④施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等を徹底。

(8) 経済対策について

- ・緊急事態宣言の発令に伴う飲食店等への営業時間短縮要請や外出自粛要請等により影響を受ける市内事業者を幅広く支援するため、2月補正予算を編成。
- ・国における各種支援策の動向等を注視しながら、引き続き経済・雇用情勢をふまえた効果的な事業者支援策を実施。

(主な支援)

- ①営業時間短縮や外出自粛要請等の影響により、売上が減少している中小事業者を対象に「家賃サポート緊急一時金」の支援(最大50万円)。
- ②営業時間短縮の要請に応じた飲食店を対象にした「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を県と協調して実施。

(9) 市有施設等の対応

- ・神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国際展示場、その他市有施設について、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底。
- ・感染防止のために必要な措置を講じた上で、当面3月7日までの間、屋内、屋外ともに人数上限5,000人、かつ、屋内にあっては収容率50%以下、屋外にあっては人と人との距離を十分に確保し(できるだけ2m)利用時間を20時までとする。
- ・既予約分は20時以降の利用の自粛を要請し、新規予約については夜間利用の受付を停止。

(10) イベント等の対応

- ・当面3月7日までの間、市主催イベントや会議等については、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど、感染防止のために必要な措置を講じた上、20時までを終了。
- ・屋内、屋外ともに人数上限5,000人、かつ、屋内にあっては収容率50%以下、屋外にあっては人と人との距離を十分に確保する(できるだけ2m)。

(11) 全庁を挙げた体制整備

- ・コロナ感染症対策を最優先に、医療・検査・相談体制の確保やワクチン接種体制の整備など、全庁横断的に必要な部門への応援体制を迅速に構築。
- ・新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、必要な行政機能を維持することを前提に、在宅勤務、フレックスタイム制等を活用。また、発熱がなくともせき等の症状がある場合は出勤を控えるなど、感染予防対策の徹底を図る。

(12) 備蓄物資の確保等

- ・感染拡大や複合災害に適切に対応するため、必要な備蓄物資の在庫数量・必要数量を把握の上確保するとともに、市民への備蓄品の確保を呼びかけ。